

# 事業計画



# 平成30年度事業計画

## 事業方針

平成29年度は、第4期地域福祉推進計画が策定され、これまでに取り組んできた地域福祉活動や相談援助業務に加えて、ささえあい地域活動センター「むすぶ」の設置や支部地域福祉推進計画の策定をはじめとする新たな取組みも実施し、地域住民に信頼される社協として様々な活動を行ってまいりました。

また、社会福祉法改正への対応に加えて、平成30年1月の南北保健福祉センターの開設に伴い、各支所の保健・福祉窓口業務の受託、各地区民生児童委員協議会事務局の事務移管、成年後見等支援センターの南北2所化が行われる等、本会を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

こうした状況の中、依然厳しい本会の財政状況を向上させるため、収支改善計画を策定し、収支改善や事業の効率化等について取り組みながら、新たな体系の寄付についても検討して収益確保を図るとともに、各所属の持つ専門性をより高め、発揮し、地域福祉推進計画に基づいて次に挙げる各種事業をすすめてまいります。

各支部事務局では、ささえあい地域活動センター「むすぶ」の運営、支部地域福祉推進計画の推進を行い、地域福祉活動の担い手の発掘・養成、社協内部や各種専門機関との連携強化をよりいっそうすすめてまいります。

ボランティアセンターでは、団体・個人ボランティアの活動支援を充実させるとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や平時からの関係機関との連携を強化してまいります。

成年後見等支援センターにおいては、引き続き南北2所化による相談体制をとるとともに、福祉サービス利用援助事業でも体制を強化し、利用拡大を図ります。

在宅福祉センターでは、引き続き生活支援サポーター養成研修事業を実施して担い手の養成をすすめるとともに、社協会館の移転を見据えた事業所統合について検討をしてまいります。

老人福祉センターにおいては、各種講座・事業の実施に加えて、平成31年度以降の指定管理受託への対応をすすめてまいります。

以上の新たな取組みに加え、これまでに実施してきた各種事業についても、各関係機関・団体と連携しながら、より一層の活発化、充実化を図ってまいります。

以下、主要な事業についてご説明いたします。

# 主要事業

## 1. 法人運営事業

### (1) 地域福祉推進計画の進行管理

計画期間の2年目を迎える第4期地域福祉推進計画について、計画評価委員会を設置し、進行管理を行う。

### (2) 役員研修の実施

連協会長向けの研修会を開催し、社協活動への理解を深め、意識啓発を図る。

### (3) 研修プログラムに基づく人材の育成

社協職員としての資質向上を図るため、研修プログラムに基づいた人材育成を実施する。あわせて、専門性の向上のため、外部研修にも積極的に参加できるように支援する。

### (4) 賛助会員の募集

社協の事業や取り組みを積極的にPRし、賛助会員の拡大を図る。

### (5) 事業継続計画（BCP）の策定 新

災害発生時等の非常時でも、社協が実施する事業・サービスが早期復旧し、法人の安定的運営を継続するための活動方針を示す「事業継続計画（BCP）」を策定する。

### (6) 改善策の検討・実施 新

収支及び各種事業に関する改善策について5ヶ年の収支改善計画を作成し、随時、実施していく。

## 2. 共同募金配分金事業

### (1) 老人福祉活動事業

①単協等の小規模な見守り活動実施者に対し、ボランティア保険の助成等の運営の支援を行う「高齢者等見守りささえあい事業」を実施する。

②新設の単位老人クラブに対して、団体育成費を助成する。

### (2) 障害児・者福祉活動事業

障害児・者施設に対して、バッジ募金の実績に応じ活動費を助成する。

### (3) 児童・青少年福祉活動事業

①優良奉仕活動子ども会に対して、表彰を行い、活動の活性化を促す。

②民間保育所等の児童福祉施設に対して、バッジ募金の実績に応じ活動費を助成する。

### (4) 福祉育成・援助活動事業

#### ①地域福祉推進計画の推進

地域福祉推進計画について計画評価委員会を開催し、適切な進行管理を図る。

## ②啓発広報の充実

ホームページの刷新を行い、社協活動の効果的な情報発信を行う。

他に、社協だより及びふれあい回覧板の発行による啓発広報を行う。

また、本会のイメージキャラクター「あまりん」の着ぐるみによる各種事業の参加を進め、情報発信するとともに、ミドルエイジ以下の世代への啓発媒体として、Face book 等において、社協のPRを行う。

## ③研修プログラムに基づく人材の育成

社協職員としての資質向上を図るため、研修プログラムに基づいた専門性の向上を図るとともに、人材育成を実施する。

## ④地域福祉活動への助成

各支部に対して、地域福祉の推進にかかる活動費を助成する。

## (5) その他 新

尼崎市共同募金委員会が実施する公募配分への協力を行う。

# 3. 善意銀行運営事業

## (1) 善意銀行の運営 拡

市民や団体、企業から寄付金等の預託を受け、当事者団体等の支援を必要とする団体に払い出しを行い、その活動を支援する。

また、善意銀行のチラシを作成・配布することにより、事業の周知を図る。

## (2) ともしびの箱善意運動の実施

広く市民に呼びかけて善意の高揚を図るとともに、その寄付金をふれあい型老人給食サービス事業をはじめとする地域福祉活動への支援や加入促進への取り組みに活用する。

## (3) 尼崎市未来いまカラダポイント事業への協賛

市民の健康寿命の延伸とオリジナル体操の普及を目的として、尼崎市未来いまカラダポイント事業に登録し、オリジナル体操の普及啓発経費に活用する。

## (4) 新たな体系の寄付の検討 新

平成29年度から始めたプルタブの預託による子育て支援関連事業への配分だけでなく、高齢者等の各種事業に対する指定預託について検討する。

# 4. 地域福祉活動事業

## (1) 地域福祉活動推進事業

### ①本部事務局（地域福祉課）及び支部事務局運営業務

支部事務局においては、引き続き地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター兼職）を2名ずつ配置し、支部全体でコミュニティワークを推進するとともに小地域福祉活動の推進などを図っていく。また、介護保険制度の改正により重要となる地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援と介護予防の推進を図る。そのため、協議体運営による地域や各種機関、団体とのネットワークづくりを進めるほか、高齢者等の地域での生活を支えるための仕組みづくりを行う。

併せて、社協内部及び外部との連携を強化し、引き続きささえあい地域活動センター「むすぶ」を中心として地域の課題解決に取り組んでいく。「むすぶ」では、地域活動の担い手の養成、居場所づくり等を行い、地域のささえあい活動を支援する。

また、老人クラブをはじめとした各種団体事務の役割も担う。

本部事務局（地域福祉課）においては、これまで取り組んできた緊急通報事業やふれあい型老人給食サービス事業等の地域福祉事業を、支部事務局と連携を強化し推進する。また、本部、支部及び地域でのそれぞれの活動の積極的な広報を行う。

#### ②支部地域福祉推進計画の推進

各支部で作成した支部地域福祉推進計画に基づき、地域ごとの実情に合わせた地域福祉活動を支部事業計画に反映し、推進する。

#### ③各地区民生児童委員協議会事務局の運営

平成30年1月から担当している各地区民生児童委員協議会事務局の円滑な運営と、地域の身近な窓口として、民生児童委員との連携強化をより一層図る。

#### ④加入促進への取り組み

社協への加入促進を図るために、福祉協会長の手引き、加入促進の手引きを用いた研修の実施や社協だよりの市報あまがさきへの折り込み等広報に努めるとともに、地域福祉推進計画の推進項目に基づくなかで検討を行う。

また、本部事務局及び支部事務局が一体となり、社会福祉連絡協議会及び福祉協会とも連携し、地域の活動を積極的にPRする。

#### ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の推進

「介護予防・日常生活支援総合事業」推進のため、住民が中心となってゴミ出しや買い物等を行う「訪問型支え合い活動」や住民が主体となって行うふれあい喫茶等の「高齢者ふれあいサロン」の実施数の増を図るなど、市と連携し、推進する。

他に、住民が主体となった地域での健康づくりや体操などの介護予防活動をすすめていくため、老人福祉センターと連携し、また「尼崎市未来いまカラダポイント事業」を活用して、あま・紡ぎ体操等の普及を進める。

#### (2) 保健・福祉窓口業務の受託

平成30年1月から市の委託を受けている各支所における保健・福祉窓口業務において、引き続き各種申請受付を行う。

#### (3) 高齢者等見守り安心事業

地域福祉推進計画の重点的な取り組みである高齢者等見守り安心事業を各支部単位で積極的に拡大し、見守り安心委員会の立上げを行う。また、すでに取り組んでいる42地区に対して引き続き支援を行うとともに、各支部が積極的に取り組めるよう全体調整をはじめ事業の円滑な推進を図る。

#### (4) 高齢者等見守りささえあい事業

将来、連協単位で実施している「高齢者等見守り安心事業」につなぐことも視野に入れ、単協等の小規模な見守り活動実施者に対し、ボランティア保険の助成等の運営の支援を行う。

(5) 地域高齢者福祉活動推進事業

①地域福祉サポート事業の実施

事業を実施している7地区において、地域のボランティアによるミニ・デイサービスを実施する。

②高齢者いきいき事業の実施

各地域において、年間を通じて高齢者を対象とした各種事業を実施し、地域に根差した地域福祉活動へとつなげていく。また、今後の事業展開についての見直し、検討を行う。

(6) ふれあい型老人給食サービス事業

地域のボランティアグループが中心となり、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、概ね週1回程度、会食や配食を行うことにより、安否確認とともにふれあいと交流を深める。

(7) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の自宅に通報機器を設置し、急病や火災などの緊急事態が発生した場合の援助を行うことで、高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。

(8) ストップ・ザ・無縁社会への協力

県社協が行っている「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン事業への協力を引き続き行う。

(9) 日赤社資募集及び共同募金への協力

各地域において日赤社資募集及び共同募金への協力をを行う。

(10) 尼崎市未来いまカラダポイント事業への協賛

市民の健康寿命の延伸とあま・紡ぎ体操の普及を目的として、尼崎市未来いまカラダポイント事業に登録し、普及啓発経費に活用する。

## 5. ボランティア活動推進事業

(1) ボランティアの発掘・養成

①ボランティアのコーディネート及び相談の実施

②ボランティア養成講座の充実

手話、点訳、要約筆記等の専門知識を必要とするボランティアの養成を行う。また、次世代を担う人材確保のため、学生等の若年層を対象とした講座を開催し、新たな層のボランティアの育成を図る。

③ボランティアに関する情報収集及び提供

登録ボランティア向けにボランティア情報紙「ゆうりん」を毎月発行するとともに、ボランティア募集情報「コーディネーター通信」を毎月発行する。また、ホームページやブログを活用したボランティア活動にかかる各種の情報発信を行う。

④ボランティアグループへの支援の拡大 新

登録ボランティアグループへの活動費の助成を行うほか、ボランティア活動に必要な資機材貸し出しや、新たな取組みとしてグループ主催の養成講座への側面的支援を行う。

⑤ ささえあい地域活動センター「むすぶ」との連携及び協力

各支部ささえあい地域活動センター「むすぶ」と連携及び協力し、地域活動の担い手の発掘・養成を通して、地域のささえあい活動を支援する。

⑥ ボランティア活動基盤の整備及び支援 ㊦

ボランティア活動に関する書籍や教材の整備と、より多くの住民が活動に参加できるきっかけづくりのための交流の場を設け、運営する。

(2) 子育て支援事業の実施

① ファミリーサポートセンターの運営

乳幼児の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（協力会員）との相互援助活動の調整を行う。

また、会員拡大のための説明会や協力会員の資質向上のための研修会を実施するとともに、依頼・協力会員対象の地域交流会や協力会員同士の交流会を実施する。

その他、事業をより安心安全に運営できるようマニュアルの作成等を行う。

② おやこの森の運営

育児不安の解消や情報交換、仲間づくりを目的として、親子・世代間で交流できる場の提供を行う。

③ おやこ育ち講座の実施

子育て中のお母さんが地域の担い手として地域での活動に関心を持ってもらえるよう、子育て中でもできる活動や活動情報の提供を行うことを目的に託児付きの講座を開催する。

④ 子育てささえあい事業“森カフェ”の実施 ㊦

子どもの発達等により、悩みを抱える保護者を対象に月1回程度、保護者が交流したり、専門家によるアドバイスが受けられる場を実施する。

(3) 災害時のボランティア関連事業

① 尼崎市災害ボランティアネットワーク連絡会の会員との連携強化 ㊦

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への参画や平時からの情報共有・交換等により、災害時に連携できるような関係性を強化していく。

また、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練時には災害ボランティアセンター設置マニュアルを点検し、訓練後改訂を行う。

② 災害時のボランティア育成及び活動支援

災害時に必要に応じて情報発信等を行い、被災地支援を行うボランティアの活動を支援する。

また、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施を通して、運営に関わるボランティアの発掘と養成を行う。

6. 福祉サービス・相談援助事業

(1) 権利擁護事業

① 福祉サービス利用援助事業利用拡大に伴う体制整備の実施 ㊦

判断能力が低下し、福祉サービスの利用契約や日常の金銭管理を行うことが困難な高齢者や知的障がい者等に対して、福祉制度やサービスの利用相談・金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業の体制整備を行い、利用の拡大を図る。

## ②成年後見等支援センターの運営

尼崎市が設置する成年後見等支援センターを各保健福祉センター内2ヶ所で引き続き運営し、成年後見等にかかる相談や支援を行うとともに、市民後見人の養成、市民後見人の後見活動の支援、弁護士や司法書士による専門相談会の開催や権利擁護にかかるネットワークの構築を行う。

### ○成年後見制度の利用支援

本人、親族による成年後見制度の利用にかかる申立て等の相談及び支援のほか、事業者等への成年後見制度にかかる相談、支援を行う。

### ○市民後見推進事業の実施

市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人の後見受任にあたり、弁護士等の専門職と連携しながら、受任調整や緊急時の対応助言、同行支援を行うなどのサポートを行う。

### ○権利擁護専門相談の実施

弁護士及び司法書士による成年後見制度等の権利擁護に関する専門的な相談会を開催する。（弁護士相談 年6回、司法書士相談 年12回）

### ○権利擁護ネットワークの構築

認知症の高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用支援や成年後見制度の普及啓発や市民後見人の育成等に関して、法律・保健・福祉の専門家が相互に連携し、課題解決に向けた体制の構築と仕組みづくりをすすめる。

## (2) 自立支援型食事サービス

調理が困難な高齢者に対して、給食業者を通じてバランスのとれた食事を提供することにより、高齢者の在宅生活を支援するとともに、安否確認や孤独の解消を図る。

## (3) 住宅改造支援事業

住宅改造が必要な高齢者や障がい者世帯に対して、住宅改造に関する相談、提案を行うとともに、必要に応じて改造費助成金の申請受付を行う。

## (4) 生活福祉資金貸付事業

### ①福祉資金貸付にかかる相談、受付

障がい者世帯・低所得者世帯等に対する生業費・転宅費・療養費・自動車購入費・災害援護資金・住宅改修費等のほか、緊急小口資金の貸付にかかる相談・申込受付を行う。

### ②教育支援資金貸付にかかる相談、受付

低所得世帯に対する高校・大学・専門学校等への進学にかかる支度費及び授業料等の教育資金の貸付にかかる相談・申込受付を行う。

### ③総合支援資金貸付にかかる相談、受付

失業者や生活困窮者に対する生活維持に必要な費用の貸付にかかる相談・申込受付を行う。

### ④臨時特例つなぎ支援資金にかかる相談

住宅確保給付金利用者等に対する緊急的に必要な資金の貸付にかかる相談を行う。

## 7. 老人福祉センター事業

### (1) 総合老人福祉センターの管理運営

#### ①各種講座の開催

生活、教養、健康増進、介護予防に視点を置いた事業などの各種講座を開催する。

#### ②高齢者に対する各種相談の実施

総合老人福祉センター利用者等の高齢者に対して、生活や健康、栄養等の相談を随時受け付ける。

#### ③地域社会交流事業の実施

講座等の受講者だけでなく、地域に開かれた施設を目指し、高齢者のつどいの場の開催やボランティア教室を実施する。

また、講座修了生が主体的に地域社会交流事業への協力を行うことにより、高齢者の自発的、積極的な社会参加の促進を図る。

他に、今年度、新たに、物忘れや言動・行動が少し気になるなどの高齢者等を対象に、認知症予防カフェをモデル事業で実施する。

#### ④あま・紡ぎ体操及び効果測定の実施

園田学園女子大学との共催によりあま・紡ぎ体操を実施し、参加者の効果測定を行う。また、地域へのあま・紡ぎ体操の普及のための支援を行う。

#### ⑤次期指定管理の受託対応 新

平成30年度で現在の指定管理期間が満了になることから、次期の指定管理の受託に向けた対応を行う。

### (2) 老人クラブ連合会事務局の受託

尼崎市老人クラブ連合会の事務局業務を受託し、各種事業等の企画及び実施、活動の支援を行うほか、老人クラブ事業の実施にあたり会場を提供する。

### (3) 老人福祉センター（鶴の巣園、千代木園、福喜園、ワークセンター和楽園）の管理運営

#### ①各種講座の開催

生活、教養、健康増進、介護予防に視点を置いた事業などの各種講座を開催する。

#### ②高齢者に対する各種相談の実施

老人福祉センター利用者等の高齢者に対して、生活や健康等の相談を随時受け付ける。

#### ③ボランティアのとびら事業の実施

老人福祉センターの講座受講者や施設利用者に対し、知識や経験を活かしたボランティア活動や地域福祉活動への参加のきっかけづくりをすすめる。

#### ④入浴事業の実施

各園において、入浴事業を実施する。

#### ⑤次期指定管理の受託対応 新

平成30年度で現在の指定管理期間が満了になることから、次期の指定管理の受託に向けた対応を行う。

#### (4) 市受託事業の実施

- ①老人福祉大会の開催
- ②金婚夫婦祝福事業の実施
- ③いきいき100万歩運動事業の実施
- ④徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施

### 8. 在宅福祉センター事業

#### (1) 介護保険制度改正への対応

介護保険制度の改正により、経営環境がますます厳しくなることが想定されるが、引き続き質の高いサービスを提供するため、サービス提供体制の強化を図るとともに、介護保険制度に該当しないようなニーズにもきめ細やかに対応し、他の民間事業所との差別化を図る。

#### (2) 要介護認定調査の受託

市から委託を受けている在宅・施設入所者への要介護認定調査業務を引き続き実施するとともに、調査業務の拡大方策を検討する。

#### (3) 地域及び関係団体との連携強化

社協の強みである地域や関係団体との連携を強化し、介護相談や介護サービスの利用の支援、また学習会や研修会等への講師派遣を行うなど、介護に関する内容を中心に地域貢献を行う。そういった中で、地域包括ケアシステムの構築にも関わっていく。

#### (4) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス事業）所の運営

##### ①ホームヘルプサービスセンターのサービス提供体制の強化

介護保険制度の改正により介護報酬の引き下げが行われ、経営環境は厳しさを増すこととなるが、引き続き質の高いサービスを安定的に提供していくため、サービス提供体制の強化を図る。

##### ②介護保険訪問介護事業及び予防訪問介護事業の実施

##### ③介護予防・日常生活支援総合事業

○専門型・標準型訪問サービスの実施

○まちかど交流事業の実施

##### ④障害者総合支援居宅介護及び重度訪問介護の実施

##### ⑤障害者地域生活支援事業における移動支援（ガイドヘルプ）の実施

##### ⑥外部サービス利用特定入居者生活介護（長安寮ホームヘルプ）の受託

##### ⑦自主事業（制度外）ホームヘルプサービス事業の実施

#### (5) 障がい者・障がい児相談支援事業の実施

北部在宅福祉センターに設置している特定・障害児相談支援事業所において障がい者の福祉サービス利用にかかる相談支援及びサービス等利用計画の作成を行う。

(6) 子育て応援ヘルパー事業の実施

子育て中で体調不良等により家事の支援が必要な世帯等に対してヘルパーを派遣し、家事支援を行う。事業の実施にあたっては、ファミリーサポートセンターとも連携し、子育て支援と家事支援の一体的な支援を図る。

(7) 居宅介護支援事業所の運営

- ①介護給付ケアプランの作成及び管理
- ②予防給付等ケアプランの作成及び管理（地域包括支援センターより受託）
- ③要介護認定調査の受託
- ④特定事業所として、24時間連絡対応の実施及び定例的な会議の開催

(8) 第2居宅介護支援事業所の運営

- ①介護給付ケアプランの作成及び管理
- ②予防給付等ケアプランの作成及び管理（地域包括支援センターより受託）
- ③要介護認定調査の受託
- ④特定事業所として、24時間連絡対応の実施及び定例的な会議の開催

(9) 生活支援サポーター養成研修事業の受託 拡

尼崎市が行う生活支援サポーター養成研修事業を受託し、市内の福祉人材の育成に努めるとともに、福祉人材不足についてハローワークとも連携し、解消に協力する。

(10) 一所化に向けた効率運営の検討準備 新

平成31年度の社協会館移転予定に合わせ、事業所を一所化し効率的運営が図れるように検討準備を行う。

## 9. 貸室等事業の実施

(1) 社協会館各室の貸室

社協会館4階会議室1～3、3階大広間及び1階ホールの貸室を行う。

(2) 社協会館等自動販売機の設置

社協会館及び北部在宅福祉センター利用者の利便性を図るため、飲料水自動販売機を引き続き設置する。